

日本認知言語学会奨励賞に関する細則

(目的・名称)

第1条 日本認知言語学会の若手会員の研究を奨励し、学会全体の学術水準の向上を図るために、「日本認知言語学会奨励賞」(以下「学会奨励賞」という。)を設ける。

(授賞対象・応募資格)

第2条 学会奨励賞は、全国大会の口頭発表のうち、本賞に応募した者でかつ特に優れていると認められた発表の筆頭発表者に対して授与する。なお、審査にあたっては、予稿集原稿、発表応募要旨も考慮に入れるものとする。

- 2 学会奨励賞への応募資格は、全国大会開催年度の前年度末(3月31日)の時点で、学部もしくは大学院修士課程(博士前期課程)に在籍中か、修士課程(博士前期課程)修了後10年以内の者とする。
- 3 すでに本賞を受賞した者は応募資格を持たない。
- 4 学会奨励賞は、大会ごとに原則2名の者に対して授与する。

(選考過程)

第3条 学会奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)は、全国大会の口頭発表を聞いて審査を行う審査員を学会会員から選び、委嘱する。なお、審査員による審査対象となる発表については、発表応募要旨に対する評点をもとに件数を限定することができるものとする。

- 2 審査員は、選考委員会から指示された発表について選考を行い、所定の書式にて結果を選考委員会に報告する。
- 3 選考委員会は、審査員からの報告に基づいて授賞候補発表を選考し、所定の様式にて会長に推薦する。

(賞の決定)

第4条 会長は選考委員会からの推薦に基づき授賞発表を決定し、理事会に報告する。

(授賞)

第5条 授賞発表の発表者に対し、次の大会において表彰状を授与し、学会公式ホームページで顕彰する。